

議案第 3 号

中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を変更する規約について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の全部を次のように変更する。

中札内村及び更別村指導主事共同設置規約

(共同設置する村)

第1条 中札内村及び更別村（以下「二村」という。）は、共同して地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条の規定による教育委員会の指導主事を設置するものとする。

(名称)

第2条 この指導主事は、中札内村及び更別村指導主事（以下「指導主事」という。）という。

(指導主事の執務場所及び事務局設置村)

第3条 指導主事の執務場所は、北海道河西郡更別村字更別南2線96番地の11更別村教育委員会事務局内とし、指導主事の担当する事務に関する庶務は、更別村教育委員会が処理する。

(指導主事の選任方法)

第4条 指導主事は、二村の教育委員会が協議して定める候補者について、更別村教育委員会が選任するものとする。

2 指導主事に欠員が生じた時は、更別村教育委員会は、速やかにその旨を中札内村教育委員会に通知するとともに、前項の例により、指導主事を選任するものとする。

3 指導主事の定数は1名とする。

(一般事務に要する経費の負担)

第5条 指導主事に要する経費及び指導主事が研修等を受けるために要する経費は、二村の長が協議して決定し、更別村の予算に計上しなければならない。

2 前項の経費に係る二村の負担金の額及び納付の時期については、二村の長が協議して決定する。

3 中札内村は、前項の規定による負担金について、更別村に納付しなければならない。

(特定の事務に要する経費の負担)

第6条 二村のうち、特定の村がもっぱら当該村のために、特定の事務を処理させる場合において、前条第1項の経費に含ませることができないものであるときは、同条第2項の規定による負担金とは別に当該村において、その経費を支弁しなければならない。

(指導主事に関する決算報告)

第7条 更別村長は、指導主事に関する決算を、更別村議会の認定に付したときは、速やかに当該決算を中札内村長に報告しなければならない。

(指導主事の身分取扱い等)

第8条 指導主事の身分取扱いについては、更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和32年条例第24号)その他の規程(以下次項において「関係規程」という。)を適用する。ただし、適用にあたっては、予め中札内村と協議しなければならない。

2 更別村は、関係規程を制定し又は改廃したときは、その旨を中札内村長に通知しなければならない。

(指導主事の給与等)

第9条 指導主事の給与等の支給については、更別村職員の給与に関する条例(昭和37年条例第12号)、更別村職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第35号)その他の規程(以下次項において「関係規程」という。)を適用する。ただし、適用にあたっては、予め中札内村と協議しなければならない。

2 更別村は、関係規程を制定し又は改廃したときは、その旨を中札内村長に通知しなければならない。

(補則)

第10条 この規約に定めるものを除くほか、必要な事項は、二村の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。